

田原市家畜防疫車両消毒施設整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、田原市内の家畜伝染病のまん延を防ぐことを目的として、消毒施設等の施設整備事業を行う生産者の団体に対して交付する、田原市家畜防疫車両消毒施設整備事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における「車両消毒施設等」とは、愛知県養豚農業協同組合環境拠点車両消毒施設整備対策事業実施要領に掲げる施設をいう。（別表1）

(補助対象者)

第3条 この要綱により補助金交付の対象となる者は、市内で家畜伝染病の防疫に関する事業を行う者で、愛知県養豚農業協同組合環境拠点車両消毒施設整備対策事業参加承認を受けて車両消毒施設等を設置する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1)市の補助制度を不正に利用したことがある者

(2)その他市長が不相当と認めた者

(補助金の対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金対象経費及び補助率等は、別表1に掲げるとおりとし、補助対象として市長が認める経費に対して予算の範囲内において補助金を交付する。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(事前着手)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に事業を実施しようとする場合において、着手前に事前着手届（第2号様式）を市長に提出したときは、この限りでない。

(補助金の交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、補助金の交付の決定をするものとする。この場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を、補助金の交付を申請した者に補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第8条 前条第2項の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」）が、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、補助事業計画変更承認申請書（様式第4号）をあらかじめ市長に提出しなければならない。

2 前条の規定は前項の場合について準用する。この場合において、市長は、変更交付の決定をしたときは、速やかにその決定内容及びこれに付した条件を、補助金の変更交付を申請した者に補助事業変更等決定通知書（様式第5号）により補助事業者へ通知するものとする。

(着手及び完了の報告)

第9条 補助事業者は、補助事業に着手し、又は完了したときは、速やかに田原市家畜防疫車両消毒施設整備事業着手（完了）報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第10条 補助事業者は、車両消毒施設等の設置が完了したときは、完了の日から起算して20日を超えない日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書を受領したときは、その審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合には、交付すべき補助金の額を確定して補助事業者へ補助金確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

2 補助金の確定額は、補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額の合計額と補助金の交付決定額を比較していずれか低い額とする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、補助事業の完了後に交付する。ただし、市長が必要と認めるときは、その全部又は一部を概算払若しくは前金払により交付することができる。

2 補助金請求については、補助金概算払（前金払）請求書（様式第9号）又は補助金請求書（様式第10号）を使用するものとする。

(是正のための措置)

第13条 市長は、補助事業の実績報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、必要な措置を命ずることができる。

(財産の処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価格又は効用の増加価格が、単価50万円未満の設備及び備品並びに畜水産生物を除く。）を市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償

却資産の耐用年等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（大蔵省令に定めのない財産については、別に市長の定める期間）を経過した場合には、この限りでない。

2 市長は、補助事業者が前項の承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する額を納付させることができる。

（検査等）

第15条 市長は、補助事業者に対して補助事業について必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

（関係書類の整備）

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収支を整理記帳し、その証拠書類帳簿等を整理して、補助事業完了の年度の翌年度から10年間保管しなければならない。

（交付の決定の取消し又は補助金の返還）

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 法令、この要綱、補助金の交付の決定に付した条件又は市長の処分に違反したとき。

(2) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき。

(4) 決算額が補助基本額に比べ減少したとき。

(5) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。

(6) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金交付に関して不正な行為があったとき。

2 第8条第2項の規定は、前項の規定により取消しをした場合に準用する。

3 市長は、第1項の規定により補助金を取り消した場合において、当該取消しになる部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（遅延利息）

第18条 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年14.6%の割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年12月25日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

事業名	補助金名	補助対象経費	補助率
田原市家畜防疫車両消毒施設整備事業	田原市家畜防疫車両消毒施設整備事業補助金	(1) 工事費 ア 建設工事費 イ 製造請負工事費 ウ 機械器具費 (2) 実施設計費 (3) 工事雑費 (4) その他市長が特に必要と認める経費 ※消費税は対象外	機構：補助対象経費の1/2 以内 県：補助対象経費の1/4 以内 市：補助対象経費の1/4 以内

様式第1号（第5条関係）

田原市家畜防疫車両消毒施設整備事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

田原市長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

年度補助事業として、下記の事業について、補助金の交付を受けたいので、別紙事業計画書のとおり申請します。

記

- 1 事業名 田原市家畜防疫車両消毒施設整備事業
- 2 補助金名 田原市家畜防疫車両消毒施設整備事業補助金

「添付書類」

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 その他市長が必要と認める書類

事業計画書

1 事業の目的

2 事業の内容

3 事業実施期間

着手予定年月日 年 月 日

完了予定年月日 年 月 日

4 経費の負担区分

区分	金額	負担区分		備考
		市費補助金	その他	
	円	円	円	
計				

5 事業効果

収支予算書

1 収入の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減 (△印は減額)	備考
	円	円	円	
計				

2 支出の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減 (△印は減額)	備考
	円	円	円	
計				

第2号様式（第6条関係）

田原市家畜防疫車両消毒施設整備事業事前着手届

番 号
年 月 日

田原市長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付けで申請しました標記の補助事業について、交付決定前に着手しますので 届け出ます。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合又は交付決定を受けた補助額が交付申請に達しない場合においても異議は申し立てません。

記

- 1 補助事業名
- 2 事前着手の理由
- 3 着手予定年月日

様式第3号（第7条関係）

田原市家畜防疫車両消毒施設整備事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長



年度 事業の補助金については、下記のとおり
交付することに決定したので通知します。

記

- 1 この補助金の対象となる事業及びその内容は、 年 月 日付け第
号による申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金交付決定額
補助事業に要する経費 金 円
補助金の交付決定額 金 円

（注）補助に付する条件がある場合は、3として記入すること。

様式第4号（第8条関係）

田原市家畜防疫車両消毒施設整備事業計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

田原市長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

年度 事業について、下記のとおり計画を変更したいので、申請します。

{また、補助金 円の追加交付（減額）を併せて申請します。}
なお、その他については、補助金交付申請書記載のとおりです。

記

1 計画変更の理由

2 計画変更の内容

- (注) 1 変更事項ごとに補助金交付申請書の様式によって変更後の欄を設け、その内容が対比できるように作成すること。
2 施設及び建物の変更の場合は、変更設計書を添付すること。

様式第5号（第8条関係）

田原市家畜防疫車両消毒施設整備事業補助金変更交付決定書

第 号
年 月 日

様

田原市長



年度 事業補助金については、下記のと
おり決定したので通知します。

記

- 1 変更等の理由
- 2 変更等の内容
- 3 変更後の補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額
補助事業に要する経費 金 円
補助金の交付決定額（変更後の金額） 金 円
- 4 補助金の交付条件の変更

様式第6号（第9条関係）

田原市家畜防疫車両消毒施設整備事業着手（完了）報告書

番 号
年 月 日

田原市長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

年度 事業について、別紙のとおり報告します。

記

- 1 事業名 田原市家畜防疫車両消毒施設整備事業
- 2 補助金名 田原市家畜防疫車両消毒施設整備事業補助金

（注）補助に付する条件がある場合は、3として記入すること。

(別 紙)

項 目	摘 要
事 業 主 体	
事 業 種 目	
着 手 年 月 日	年 月 日
着 工 年 月 日	年 月 日
竣工予定 (完了) 年月日	年 月 日
事 業 施 行 場 所	
施 行 方 法	
請 負 業 者 名	住所 氏名
機 械 器 具 購 入 先	住所 氏名

(注) 着手年月日は契約年月日とし、着工年月日は実際に工事に着手した年月日を記載する。

様式第7号（第10条関係）

田原市家畜防疫車両消毒施設整備事業実績報告書

番 号
年 月 日

田原市長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

年度
実施したので報告します。

事業については、別紙事業実績書のとおり

「添付書類」

- 1 事業実績書
- 2 収支精算書
- 3 その他市長が必要と認める書類

事業実績書

1 事業の目的

2 事業の内容

3 事業実施期間

着手年月日

年 月 日

完了年月日

年 月 日

4 経費の負担区分

区分	金額	負担区分		備考
		市費補助金	その他	
	円	円	円	
計				

5 事業効果

収支精算書

1 収入の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減 (△印は減額)	備考
	円	円	円	
計				

2 支出の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減 (△印は減額)	備考
	円	円	円	
計				

様式第8号（第11条関係）

補助金確定通知書

第 年 月 日 号

様

田原市長



年度 事業補助金については、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|--------------|---|---|
| 1 | 確定の基礎となった事業費 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 交付確定額 | 金 | 円 |

様式第9号（第12条関係）

補助金概算払（前金払）請求書

年 月 日

田原市長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

年度
のとおり請求します。

事業の補助金の概算払（前金払）を、下記

記

- | | | | |
|---|---------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 概算支払請求額 | 金 | 円 |

様式第10号（第12条関係）

補助金請求書

年 月 日

田原市長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

年度 事業の補助金を、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

(注) 概算払済額がある場合

(1) 補助金確定額 金 円
(2) 概算金受領済額 金 円
(3) 差引請求額 金 円

2 補助金振込先

金融機関名	
本支店名	
預金種別	
口座番号	
フリガナ 口座名義人	